

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	335 福祉資金貸付事業	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	03	同和行政費
基本 施策	39 部落差別の解消に向け、同和行政を推し進める	目	01	同和行政総務費
		細目	211	福祉資金貸付事業
		細々目	51	福祉資金貸付事業
行革大綱の重点事項番号		1		
担当部課名	コード	101000		担当者氏名
	名称	人権生活環境部同和課		
		田中 克典	連絡先	47 - 1287 (内線)

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	福祉資金の貸付を行った者	※対象件数	1,801
成果(どうする)	貸付金が償還される		
根拠法令・要綱等	伊賀市福祉資金貸付償還金の収納及び滞納整理に関する事務取扱要綱		
開始年度	平成 昭和49 年度	関連事業	
終了年度	平成 年度		
H23 事業 内容	①貸付金収納業務 ②滞納者への督促、催告、訪問		
社会情勢の 変化等	社会の経済状況の悪化から、債務者の就労の安定が図られていない。また、債務者全体が高齢化してきており、年金受給無資格者や援護世帯に準ずる年金受給者、生活保護受給者が増加している。		

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体 (委託先)	[]
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H22	H23	H24	H25
滞納件数	件	目標	340	330	328	323
		実績	340	328		
		目標				
		実績				

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H22	H23	H24	H25
償還完了率	総貸付件数(1801件中)の年度末における償還完了件数の割合	%	目標	81.0	82.0	82.0	82.0
			実績	81.5	82.0		
			目標				
			実績				

投入コスト	H22 決算		H23 決算		H24 当初予算		H25 当初要求	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
直接事業費計 (A)	7,015	5,032	5,358	5,358				
A の 財 源 内 訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	その他							
一般財源	7,015	5,032	5,358	5,358				
事業投入人件費 (B)	1.0人 7,200	1.0人 7,200	1.0人 7,200	1.0人 7,200				
フルコスト (A)+(B)	14,215	12,232	12,558	12,558				

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	【必1】法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業 【必2】個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業 【必3】特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業 【必4】市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業 【必5】市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 【必6】市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業 【必7】民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 【必8】受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業 【必9】市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業 【必10】事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業 【必11】国や県、民間が同様のサービスを提供している事業 【必12】事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業 【必13】【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】 財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業 【必13】【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	低所得世帯の経済的自立と生活意欲の助長を図るため福祉資金の貸付を行う。資金貸付は平成13年度で終了し、平成14年度以降は債務者から資金の回収のみを行っている。
有効性	【有1】事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。 【有2】基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。 【有3】サービス水準や対象を見直す余地がある。	
達成度	【達1】当初設定した計画を 100% 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】 【達2】予算の繰越の有無 無 【予算の繰越がある場合、繰越の種別】	
効率性	【効1】他の事業主体の活用、事業移管が可能である。 【効2】基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。 【事業名】 【効3】受益者負担を求めることができる事業である。 【効4】全体コストにおける負担構成は適正である。 【効5】コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	年間を通じて、督促および催告を発送し、納付相談を適宜行い、時効到来者には債務承認を行い、債権の保持に努める。
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいる 【詳細】 滞納者全員に催告書を発送し、納付相談を随時行った。 電話による督促(35件) 訪問による督促(24件) 呼出状(0件) 償還を促すための通知(440件)

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	田中 克典
事業の方向性	【方向性】 現状維持 【理由】 滞納者への催告を年間通じて行う。
現時点における課題、その他	歴史的社会的理由により生活安定向上が阻害されている地域住民に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図るための制度で、1,801件の貸付を行った。貸付当時は、債務者は稼働年齢層であったが日雇いや自営業などの割合が歴史的社会的理由により高かった為、現在では債務者が稼働年齢層から外れ、年金受給年齢に達しているが、年金無資格者であったり、年金額が100万円に満たないという状況により、生活保護を受給するなど生活の安定が図られていない状況が窺える。債務者の高齢化が進んでいることも返済困難の原因のひとつである。また、債務者が死亡し、相続者が相続放棄をするケースが増えてきている。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	年間を通じて、督促及び催告を発送し、納付相談を適宜行い、時効到来者には債務承認を行い、債権の保持に努める。滞納者している借受人の中には生活困窮者や生活保護世帯が多く償還免除などにより債務放棄を検討する必要がある。

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	956 住宅新築資金等貸付償還事務事業	会計	05	住宅新築資金等貸付特別会計
		款	01	総務費
		項	01	総務管理費
基本 施策	39 部落差別の解消に向け、同和行政を推し進める	目	01	一般管理費
		細目	465	一般管理費
		細々目	01	一般管理費
行革大綱の重点事項番号		1		
担当部課名	コード	101000		担当者氏名
	名称	人権生活環境部同和課		
		連絡先	47 - 1287 (内線)	

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	住宅新築資金等の貸付を行った者	※対象件数	1,423
成果(どうする)	貸付金が償還される		
根拠法令・要綱等	伊賀市住宅新築資金等貸付事業基金の設置、管理及び処分に関する条例 伊賀市住宅新築資金等貸付償還金の収納及び滞納整理に関する事務取扱要綱		
開始年度	昭和 49 年度	関連事業	
終了年度	平成 年度		
H23 事業 内容	①貸付金収納業務 ②滞納者への督促、催告、訪問		
社会情勢の 変化等	住宅新築資金等貸付金は、同和地区の住環境整備を行う上で重要な施策であった。滞納の理由としては、同和地区住民が不安定な就労状況にあったことや高齢化による収入の減少である。また、償還期間が長期に亘ることから、借受人の死亡、行方不明等、債務継承者がいないケースも存在している。		

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体 (委託先)	[]
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H22	H23	H24	H25
滞納件数	件	目標	310	290	265	260
		実績	326	265		
		目標				
		実績				

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値		
				H22	H23	H24	H25	
償還完了率		総貸付件数(1,423件中)の年度末における償還完了件数の割合	%	目標	76.0	78.0	81.0	81.0
				実績	78.5	81.4		
				目標				
				実績				

投入コスト	H22 決算		H23 決算		H24 当初予算		H25 当初要求	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
直接事業費計 (A)	189,899	176,147		153,470			173,000	
Aの 財源 内訳	国庫支出金							
	県支出金	7,288	4,572		1,479		1,400	
	地方債							
	その他	78,849	67,487		47,903		84,000	
一般財源	103,762	104,088		104,088		87,600		
事業投入人件費 (B)	1.0人	7,200	1.0人	7,200	1.0人	7,200	1.0人	7,200
フルコスト (A)+(B)	197,099	183,347		160,670			180,200	

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
【必1】法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業		
【必2】個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業		
【必3】特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業		
【必4】市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業		
【必5】市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	○	
【必6】市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業		
【必7】民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業		
【必8】受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業		
【必9】市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業		
【必10】事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業		
【必11】国や県、民間が同様のサービスを提供している事業		
【必12】事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業		
【必12】○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由		
【必13】財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業		
【必13】○をつけた場合、影響の内容及び判断理由		
有効性	【有1】事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。	○
	【有2】基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。	○
	【有3】サービス水準や対象を見直す余地がある。	
達成度	【達1】当初設定した計画を100%実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】	
	【達2】予算の繰越の有無 無	
	【予算の繰越がある場合、繰越の種別】	
効率性	【効1】他の事業主体の活用、事業移管が可能である。	○
	【効2】基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。【事業名】	
	【効3】受益者負担を求めることができる事業である。	○
	【効4】全体コストにおける負担構成は適正である。	
	【効5】コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	年間を通じて、督促および催告を発送し、納付相談を適宜行い、時効到来者には債務承認を行い、債権の保持に努める。
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいる 【詳細】 滞納者全員に督促状、来庁要請書、催告書を発送し、納付相談や返済計画などの相談を行った。電話による督促(26件) 訪問による督促(17件) 呼出状(2件) 償還状況通知(382件)

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	田中 克典
事業の方向性	【方向性】 現状維持 【理由】 滞納者への催告を年間通じて行う。自己破産や名義人死亡による相続人の相続放棄など回収不能債権については、債権放棄を行い、不納欠損を行う。
現時点における課題、その他	滞納者の状況として、近年の経済不況により、職に就けない人や減給されたといった相談が多く、また、債務者が稼働年齢層から外れ、年金無資格者であったり、年金額が100万円に満たない方といった状況が窺える。いずれも、債務者自体の高齢化が進んでいることが原因のひとつである。また、高齢化に伴い、債務者が死亡し、相続者が相続放棄をするケースが増えてきている。一番の課題として、時効の問題がある。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	年間を通じて、督促及び催告を発送し、納付相談を適宜行い、時効到来者には債務承認を行い、債権の保持に努める。悪質滞納者への法的措置を行うため、地方自治法第180条第1項による専決処分の範囲が100万円未満となっていることから、上限を設けずに迅速に対応できる制度の設置を検討する。